民法　司法令７－３０　肢ア

第１　肢の結論

正しい

第２　良好な景観の恵沢を享受する利益が違法に侵害された場合の賠償請求の可否

１．問題の所在

良好な景観に近接する地域内に居住し，その恵沢を日常的に享受している者の利益が違法に侵害された。この場合，不法行為による損賠賠償を請求できる（７０９条）か問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

本件の場合，不法行為による損賠賠償を請求できる。よって，肢は正しい。

（２）理由

ア「法律上保護された利益」

まず，良好な景観に居住し，日常的享受する者の利益は「法律上保護された利益」にあたる。確かに，いわゆる環境は，性質上漠然としている。そのため，当然に個人の権利として保護することは，請求者を保護しすぎる恐れがある。したがって，「法律上保護された利益」に含まれないとも思える。しかし，不当である。法律上，景観を維持しようとしている場合もある，そのような場合に，良好な景観に近接する地域内に居住し，その恵沢を日常的に享受している者の利益が保護されないのは，国民の期待にそぐわない結果となり問題である。そこで，環境権であっても，本件の具体的な利益として与えられている場合は，「法律上保護された利益」にあたる。

イ「利益を侵害」・「故意過失」

本件の場合，違法に侵害されている。したがって，要件に該当する。また，事実からは明らかではないが，違法な侵害があれば，被害者保護のため「故意過失」あると考えられる。したがって，７０９条の法律要件は，認められるので，これによって，損害が生じた場合は，不法行為による損賠賠償はできる。

なお，「利益に対する違法な侵害となる」のは，得られるはずの利益を失うだけであるので，権利の濫用や，公序良俗などに当たって場合に，違法な侵害と評価される。

以上